Ⅶ　北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

適正な学校規模の考え方（基本方針）

国が標準とする学校規模としては、小・中学校とも「１２学級以上１８学級以下」となりますが、本市における児童生徒数の将来予想と学校施設の配置状況、そして「Ⅴ　学校規模等に関する意識調査」及び「Ⅵ　適正な学校規模等の分析」に示す内容をそれぞれ踏まえながら、本市の特色ある取組を通じ、これまで構築してきた小・中学校のなめらかな接続にも十分配慮した上で、「北本市教育振興基本計画」に掲げる基本理念「共に学び　未来を拓く　北本の教育」を実現していくに適した学校規模を以下のとおり定めるものとします。

北本市における適正な学校規模（１校あたりの学級数）

	適　正　規　模
小　学　校	**９学級以上１８学級以下**
中　学校	**９学級以上１８学級以下 （但し、６学級以上８学級以下も許容範囲とする）**

※中学校の通学区域については、複数の小学校区より構成する本市の地理的事情等も勘案し、中学校の適正規模の設定を弾力的なものとしました。
※特別支援学級を除くものとします。

北本市が目指す学級編制（１学級あたりの人数）

	学年	適正規模
小　学　校	１～２年生	**１８～３０人程度学級**
	３～４年生	**２１～３５人程度学級**
	５～６年生	**２１～４０人学級**
中　学　校	１年生	**２０～３８人学級**
	２～３年生	**２１～４０人学級**

※本市では、１学級あたりの人数を重視し、国・県が定める標準学級の人数を基本としつつも、人数の下限を設定することで、望ましいと考える集団規模の目安を表わすものです。＊５

＊５　国及び埼玉県の学級編制の基準については、Ｐ２２に参考掲載しています。